

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年3月15日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 研修室

3. 農業委員 27名中27名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
7番 大河原誠	8番 大森一廣	9番 片岡一矢
10番 木下泉	11番 宇津木利正	12番 太田一己
13番 川野実重	14番 河崎繁	15番 雪上勲
16番 古澤直通	17番 高原峯夫	18番 大森茂利
19番 藤澤美芳	20番 長船裕一	21番 永守修一
22番 久山英之	23番 上村善亮	24番 石黒五月
25番 大内美智子	26番 原野健一	27番 石原芳高

欠席委員

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 久山 貴史

5. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定・利用権移転)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻になりましたので、ただ今から平成28年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。暖かくなり始め、農作業の方も忙しくなってくる頃だと思います。そのような中にご出席いただき、あるがとうございます。本日も数件の議案が提出されておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

事務局 長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち27名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに9番・片岡委員、11番・宇津木委員、よろしく申し上げます。

早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

#### 【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■■■■」。譲渡人「岡山市東区宝伝■■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍■■」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は527㎡。譲受人の農地までの距離は1,500m。耕作面積は46,656㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しております。また、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「邑久町下山田■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「邑久町福元■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町豊原■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は2,114㎡。譲受人の農地までの距離は4,000m。耕作面積は485,849㎡です。家族数、耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の木下委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

#### 【3番案件】

譲受人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,271㎡。譲受人の農地までの距離は600m。耕作面積は55,355.46㎡です。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の木下委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、3番・松本委員さんお願いします。

3 番 委 員 1番案件ですが、これまでも譲受人の■■さんが農作業の受託を受けていたそうです。今後も譲渡人の■■さんが耕作をする予定はないそうで、今回の話がまとまったようです。特に問題がない案件だとは思われますが、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について説明させていただきます。■■さんが水田の管理ができないということで



ん。なお使用貸借権設定するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料5ページをご覧ください。長船町公民館から北西に約150mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思っております。1番、2番案件の担当委員さん、18番・大森委員さん、お願いいたします。

18番委員 18番・大森です。まず、1番案件ですが、これまでも■■さんが土地の処分を進めていたそうです。譲受人も仕事の都合上、資材置場を必要としており、土地を探していたそうです。資材置場ということで土地の造成をすることになりますが、隣地の了解も得られているということで特に問題はないと思われます。続いて、2番案件ですが、所有者の息子さん家が建てるもので、現況は一応、畑ではございますが、あまり管理はできていないようです。周りには家もあり、排水関係や隣地への影響についても問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないので、採決に入らせて頂きます。

第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。  
**【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】**

議 長 はい、ただ今第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。

事務局 次回は、4月18日火曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役所大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、5月16日火曜日に開催予定となっております。事務局からは以上です。

議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成28年度3月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前9時55分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成29年 3月15日

議長

署名委員

署名委員